

令和6年度 被扶養者「資格再審査」の実施について

1

健康保険組合では、毎年、健康保険法施行規則第50条に基づき、すでに認定された被扶養者が現在も扶養認定基準を満たしているか、収入などを確認する資格再審査を実施しています。今年度からは、あらかじめ個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」※1により、健康保険組合が全被扶養者に関する収入等の情報を行政機関等から取得し、事前に審査を行いました。その結果、健康保険組合で収入要件を満たさないことが確認できた被扶養者や、書類提出による審査が必要と判断した被扶養者をそれぞれ「扶養削除対象者」、「WEB調査対象者」とし、これらに該当する方の審査を以下のとおり実施します。

※1：「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」とされており、個人番号で連携されている各機関の情報（住民基本台帳・所得・年金・雇用保険・他健保加入等）を限定して取得することができます。

1.実施内容

●対象者… **全被扶養者（23歳未満も含む）**のうち、**健保組合で確認が必要と判断した下記の①②に該当する被扶養者**※2
（令和5年1月1日以降の認定者を除きます）

①扶養削除対象者… ●「他健康保険組合との資格重複」や「明らかに収入超過」が確認された方

②WEB調査対象者… ●給与収入の超過により、審査に必要な書類の提出を受けて判断する必要がある方（「年収の壁対策」によるものなど）

●住民票情報により、被保険者との別居が確認された方 もしくは、住民票は同一だが世帯が別であることが確認された方

●給与や年金以外の収入（所得）が確認された方

＜注意＞ 税務署が認める経費と健康保険組合が認める経費は違います。

詳しくは、**かんでんけんば すこやかWeb**「関西電力健康保険組合が認める直接的必要経費一覧表」をご確認ください。

●「情報連携」により情報が取得できなかった方 など

※2：令和6年8月5日時点で健康保険組合に加入されている被扶養者を審査対象としています。よって、8月5日以降に扶養削除の手続きをされた方も審査の対象者となります。

●実施時期… ●令和6年9月末に「扶養削除対象者」、「WEB調査対象者」に該当する被扶養者がいる被保険者宛に、**WEBシステムの「iBss」よりメールが送信されます。**

＜注意＞「扶養削除対象者」、「WEB調査対象者」に該当されない方へは、メールが送信されません。

●WEBシステムの「iBss」に名前が表示されている被扶養者のみが審査対象となります。（対象でない場合は、名前は表示されていません）

2.システム操作方法

●WEBシステムの「iBss」からメールが届いた「WEB調査対象者」は以下の手順で作業をお願いします。（詳しくは、別添「操作マニュアル」をご確認ください。）

＜注意＞「iBss」から届いたメールの「A：扶養削除対象者」に該当する方はシステムでの回答は不要です。次ページの「必要書類一覧表」をご確認の上、「被扶養者異動届（減）」の提出手続きをお願いします。

●WEB審査の流れ

操作手順① WEBシステムの「iBss」にアクセスし、初回ログイン認証をしてください。初回ログイン用URL：<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

操作手順② ご自身でユーザーIDとパスワードを設定してください。

⇒メールアドレスは事業主より事前にご提出いただいたものを登録しております。（原則、社給メールアドレス）
登録されているメールアドレスを変更することはできません。

操作手順③ 「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って、入力してください。

操作手順④ 「添付資料確認」画面で、添付する書類を確認してください。

⇒調査票の入力結果に基づき、必要な添付書類が自動表示されますが、詳細は本資料P2「必要書類一覧表」をご参照ください。

＜注意＞ 添付資料不要の場合でも、「必要書類の確認・添付」画面から「上記書類を添付して調査票を提出する」をクリックし、健保への提出に「✓」がついていることを確認してください

操作手順⑤ 「添付資料アップロード」画面で、必要書類をアップロードしてください。

提出完了 メッセージボックスの右上の「健保への提出」に「✓」が表示されていたら、手続き完了です。

⇒「健保組合での審査途中で申請内容に不備等があった方」には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします。

①WEBシステム「iBss」にアクセスし、初回ログインを行ってください。
保険者指定コード・記号・番号・被保険者生年月日・被保険者氏名
（ひらがな・カタカナ（半角・全角）どちらも可、スペース有無どちらも可）
を入力してください。



③ログイン画面から「利用規約」に同意の上、連絡先電話番号を登録してください。



連絡先は日中連絡がとれる
連絡先を登録してください。



④「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って入力してください。



職業・収入・同居・別居などを
入力してください。

②ご自身でユーザーIDとパスワードを設定してください。

メールアドレスは事業主より事前にご提出いただいたものを登録しております。

ご自身でユーザーIDとパスワードを設定し、登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば、初回登録が完了し、2回目以降のログイン画面に遷移します。

※ID使用可能文字（6文字以上50文字まで）

半角英字、半角数字、半角記号（@-_.+）

※パスワード設定条件（8桁以上20桁以内）

以下の①～③を各1文字以上組み合わせ

ください

①英字（小文字・大文字可）：A～Z a～z

②数字：0～9

③記号：?!@#%&()_+

⑤「添付資料確認画面」で、添付する書類を確認してください。



調査票作成後、健康保険組合の審査途中で申請内容に不備等があった方には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします。

⑥「添付資料アップロード画面」で必要書類をアップロードしてください。



分類	事前審査結果	必要書類		備考
A 扶養削除 対象者	事前審査で 扶養削除が 明らかとなった方	①他健康保険組合との資格重複	・被扶養者異動届（減） ・就職先の健康保険証（写）	WEBシステム「iBss」の操作は不要です。 左記必要書類を下記提出先へご提出ください。 【提出先】 ●関西電力（株）・関西電力送配電（株） ⇒関西電力ワーク人事サービシステム ●その他の会社 ⇒お勤め先の健康保険担当箇所 ※参考 かんでんけんぼすごやかWeb 「家族を扶養から外すとき」
		②収入超過（雇用保険受給中）	・被扶養者異動届（減） ・雇用保険受給資格者証（写）	
		③収入超過（年金受給者） ※年金は「障害年金」「遺族年金」も含みます	・被扶養者異動届（減） ・令和6年年金額改定通知書または年金振込通知書 （給与と収入がある方は、令和5年1月～12月の給与明細書もしくは健保が定める「給与等支給額証明書」）	
B 収入確認 対象者	収入超過により 審査に必要な 書類の提出を 受けて 判断する方	①収入確認（給与）	・令和5年1月～12月の給与明細書もしくは健保が定める「給与等支給額証明書」 「年収の壁・支援パッケージ」の証明を提出される場合 ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主証明書 ・雇用契約書	給与と収入と年金収入がある場合などは①と②両方の必要書類をWEBシステム「iBss」にアップロードしてください。 複数の勤務先に収入がある場合についても、すべての勤務先の収入が確認できる書類をアップロードしてください。 ※参考 かんでんけんぼすごやかWeb （お知らせ欄）「年収の壁・支援パッケージ」 注）別居されている場合は、「D」の内容もご確認のうえ、必要書類のアップロードも合わせてお願いします。
		②収入確認（年金） ※年金は「障害年金」「遺族年金」も含みます	・令和6年年金額改定通知書または年金振込通知書	
		③収入確認（その他事業収入） （事業所得・株式等による所得・不動産所得・雑所得[年金以外] 等）	・令和5年分確定申告書（第一表、第二表）および収支内訳書 ・利子、配当収入がある方（令和5年分特定口座年間取引報告書、取引残高報告書等） ※確定申告を実施していない場合 「直接的必要経費申告書」	
C 事業収入 確認 対象者	給与・年金以外の所得が確認されたため、健保が認める経費を確認し、収入を確定させる必要がある方	その他事業収入 （事業所得・株式等による所得・不動産所得・雑所得[年金以外] 等）	・令和5年分確定申告書（第一表、第二表）および収支内訳書 ・利子、配当収入がある方・令和5年分特定口座年間取引報告書、取引残高報告書等 ※確定申告を実施していない場合 「直接的必要経費申告書」	税務署が認める経費と健保組合が認める経費は違います。 ※参考 かんでんけんぼすごやかWeb 「関西電力健康保険組合が認める直接的必要経費一覧表」 注）別居されている場合は、「D」の内容もご確認のうえ、必要書類のアップロードも合わせてお願いします。
D 別居 対象者	住民票情報から被保険者との別居が確認された方 もしくは住民票は同一だが世帯が別であることが確認された方	①一時的な別居の場合	①単身赴任による場合 →添付書類なし ②学生（18歳以上）の場合 →学生証（有効期限付のもの）または最新の在学証明書 ③施設入所による場合 →施設に入所していることが確認できる書類 ④里帰り出産による場合 →提出書類なし 注）備考欄の基準をご確認ください。	「一時的な別居の基準」 ①単身赴任…会社からの転勤命令により既婚者が配偶者と「別居」している場合をいう。 ※未婚の被保険者が会社からの転勤命令により、被扶養者である親と「別居」する場合は、「一時的な別居」に該当しない。 ②学生（18歳以上）…学校教育法に定められた「大学」「高等専門学校」「高等学校」卒業程度以上の教育を行う学校に在学している場合をいう。「大学院」「予備校」も含む。 ※在学中に収入超過で被扶養者認定対象外となった方が再度学生となる場合は、「一時的な別居」の学生に該当しない。 ③施設…身体障害者授産施設・精神薄弱者更生施設・精神薄弱者授産施設・老人保健施設 ※「一時的な別居」以外に該当するが、別居した日が令和6年1月1日以降である場合は、次年度の審査で仕送りの状況が確認できる書類の提出が必要になります。
		②「一時的な別居」以外の場合	仕送りの状況が確認できる書類 令和5年1月～令和5年12月の実績（すべて） ・振込依頼書（控）・預金通帳（写） ※被保険者から被扶養者への仕送りがかかるように、送金者・受け取り者氏名・受け取り月日・送金額が確認できるものとし、口座への預入や手渡しは認められません。通帳の写を提出される場合は通帳の表紙と明細欄の両方を提出してください。	
E 情報が未取得の 対象者	情報連携で「所得情報」が未取得の方	①無収入	・令和6年度（令和5年分）所得証明書 ・所得証明書は、マイナポータルから取得した令和6年度（令和5年分）の「税・所得情報」のPDFでも可 ※ただし、PDFに氏名を記入の上アップロードしてください。	情報連携により全被扶養者の所得状況を確認しています。 無職（18歳未満）であっても所得証明書等のご提出をお願いします。 海外赴任中などで所得証明書の提出ができない場合はその旨を備考欄でお知らせください。 「年収の壁・支援パッケージ」の証明を提出される場合は以下の書類が必要になります。 ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主証明書 ・雇用契約書 注）別居されている場合は、「D」の内容もご確認のうえ、必要書類のアップロードも合わせてお願いします。
		②給与と収入	・令和6年度（令和5年分）所得証明書 ・所得証明書は、マイナポータルから取得した令和6年度（令和5年分）の「税・所得情報」のPDFでも可 ※ただし、PDFに氏名を記入の上アップロードしてください。	
		③年金収入	・令和6年度（令和5年分）所得証明書 ・所得証明書は、マイナポータルから取得した令和6年度（令和5年分）の「税・所得情報」のPDFでも可 ※ただし、PDFに氏名を記入の上アップロードしてください。 ・令和6年年金額改定通知書または年金振込通知書	
		④事業収入その他	・令和6年度（令和5年分）所得証明書 ・所得証明書は、マイナポータルから取得した令和6年度（令和5年分）の「税・所得情報」のPDFでも可 ※ただし、PDFに氏名を記入の上アップロードしてください。 ・令和5年分確定申告書（第一表、第二表）および収支内訳書 ・利子、配当収入がある方（R5年分特定口座年間取引報告書、取引残高報告書等） ※確定申告を実施していない場合 「直接的必要経費申告書」	
	情報連携で「住民票情報」が未取得の方	「同居」or「別居」の申告をお願いします。	別居されている場合は、「D」の内容もご確認のうえ、必要書類のアップロードも合わせてお願いします。	個人番号（マイナンバー）を変更されている場合はその旨ご連絡ください。